



栄村議会報

第207号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○主な可決案件 ○意見書3件を提出 ○令和5年度予算推移 ○一般質問6名

令和5年4月臨時議会・6月定例会・7月臨時議会 主な可決案件

案件名	主な内容
—4月臨時議会— ◆専決処分について【栄村税条例の一部を改正する条例の制定について】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から森林環境税を個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの ・給与所得者の扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができること等の簡素化 ・軽自動車税の環境性能割税率区分について、現行の税率区分を令和5年12月まで据え置き。令和6年1月から税率区分が見直されるもの ・軽自動車税の種別割のグリーン化特例、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率軽減特例について期限を延長するもの ※特例割合：75%及び50%軽減→3年間延長 25%軽減 →2年間延長
◆専決処分について【栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の基礎課税額の後期高齢者支援金分にかかる賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるもの。また国民健康保険税の減額については、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額が5割軽減の者については、28万5千円から29万円に引き上げるもの。また2割軽減の者については、52万円から53万5千円に引き上げるものなど
◆令和5年度 地方創生道整備推進交付金事業 村道天代坪野線改良工事請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の場所：北野 ・相手方：株式会社 廣瀬建設 ・契約金額：57,090千円
◆財産の取得について (ロータリー除雪車)	<ul style="list-style-type: none"> ・取得の目的：村道等の除排雪 ・相手方：株式会社 前田製作所 飯山営業所 ・取得価格：50,985千円
—6月定例会— ◆令和5年度 栄村一般会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業：574千円 ・低所得世帯支援特別給付事業：12,010千円 ・新型コロナウイルス接種事業費：11,379千円 ・物価高騰における村民生活と事業者への支援事業：20,050千円など ・補正額：51,207千円
◆令和5年度 栄村簡易水道事業会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・箕作から月岡間の堤防工事に伴う水道管の敷設替え工事の詳細設計業務委託にかかる経費 ・補正額：2,835千円
◆栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の増額 ・改正前：404千円(上限加算額16千円) ・改正後：484千円(上限加算額12千円)
◆令和5年度 北野天満温泉 温泉棟新築工事請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方：株式会社 サンタキザワ ・取得額：249,700千円
◆栄村農業委員会委員の任命について	<ul style="list-style-type: none"> ・廣瀬明彦(青倉)・福原高男(小赤沢)・齋藤元一(天代)・市川憲一(月岡)・中村久美子(長瀬)・福原 初(横倉)・佐藤慎平(坪野)・油科恵子(平滝)・樋口秀孝(森)・廣瀬秀勝(森) ・任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

案件名	主な内容
—追加議案— ◆財産の取得について（スクールバス）	・児童生徒の安全な通学環境の整備 ・相手方：株式会社 カートップ ・取得価格：9,790千円
—7月臨時議会— ◆令和5年度 箕作定住促進住宅団地整備事業宅地造成工事請負契約の締結について	・工事の場所：箕作地区 ・相手方：株式会社 サンタキザワ ・契約金額：61,270千円

意見書3件を提出

件名	意見書内容	送付先
介護保険制度の改善を求める意見書	<p>平成12年4月の介護保険制度の施行から22年が経過しました。介護保険制度の当初の目的は「介護の社会化」であり、介護を社会全体で支えようとするものでした。</p> <p>ところが、度重なる制度改定や介護保険改定により、必要な介護サービスが利用できない実態が広がっており、コロナ禍はこの事態をさらに加速させています。</p> <p>介護保険の見直しにあたり、介護利用者の原則2割化をはじめとした多くの負担増や給付削減について、介護利用者、介護従事者、介護事業者から懸念の声が寄せられています。</p> <p>介護保険制度の見直しに当たり、介護する人、受ける人がともに大切にされる社会を実現するために栄村議会は次のことについて要請する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 介護保険サービスの利用者負担の「2割負担」の対象拡大を中止し、現状を維持すること。2. 保険からはずされた食費や部屋代などの自己負担増を軽減すること。3. 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。4. すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。	内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣
「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書	<p>2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、ゆたかな学びのためには35人学級でもまだ不十分であり、中学校は40人のままとなっています。長野県では2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても長野県は独自に小中学校ともに8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。</p> <p>学校現場では、新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2024年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と定数改善計画に基づき教職員定数の改善を図ること、また、複式学級の学級定員を引き下げること。2. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充し、教育予算の増額をすること。	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

件名	意見書内容	送付先
「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書	<p>「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教員等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額を「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。</p> <p>へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。</p> <p>その結果、家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。</p> <p>近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは上記の勤務条件の悪さから人材確保がとくに困難となっています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとっては重要な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、県内のへき地教育の水準維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は2022年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。</p> <p>教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復すること必要であり、当栄村のような都市部から距離のある冬期豪雪地帯では特に勤務条件の厳しさから教職員の人材不足になりかねません、また、教育水準の低下にもつながります。</p> <p>よって栄村議会は次のことについて要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。 	長野県知事 県議会議長

◆令和5年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区分	当初予算	6月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一般会計	3,115,000	51,207	3,166,207	51,207	101.64	
特別会計						
国民健康保険 (事業勘定)	234,580		234,580	0	100.00	24.1%
国民健康保険 (施設勘定)	113,939		113,939	0	100.00	11.7%
秋山診療所	3,842		3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	30,326		30,326	0	100.00	3.1%
介護保険	432,424		432,424	0	100.00	44.4%
介護サービス	9,183		9,183	0	100.00	0.9%
スキー場	119,995		119,995	0	100.00	12.3%
ケーブルテレビ	28,721		28,721	0	100.00	3.0%
特別会計合計	973,010		973,010	0	100.00	
公営企業会計						
簡易水道事業	185,390	2,835	188,225	2,835	101.53	
下水道事業	113,410		113,410	0	100.00	
公営企業会計合計	298,800	2,835	301,635	2,835	100.95	



松尾 眞議員

栄村の観光政策、その大きなビジョンと、村有観光施設の老朽化にどう対処していくかをお尋ねする。

村長 大自然を活かす。施設老朽化は、議会と協議を進め、あるべき姿を検討する。

観光政策について

松尾 商工観光課が「これが栄村の観光だ」と考えるものは？課が所管する施設が多すぎ、かつ、老朽化対策が待たないのではないか。

商工観光課長

秋山郷観光の推進が村全体の観光振興に繋がる。信越トレイルのハイカーや冬のスキー客の受け入れ先として、トマトの国中条温泉や北野天満温泉を地域の拠点に。温泉施設は建設後30年以上経過し、老朽化による大規模改修が必要になっている。施設数は過剰。

松尾

信越トレイルを歩く人が非常に増えている。もっと大事にしていかなければ。これまで栄村は信

越トレイルに本格的に取り組んだことがない。村が腰を上げ、観光施設関係者が丸となってトレイル協会と協議し、取り組む。そしてスキー場の春、秋の活用を練り上げることが必要ではないか。

商工観光課長

観光協会、宿泊事業者と協力して、スキー場の冬期間以外のシーズン利用や信越トレイルのハイカーの受け入れ態勢を作っていくきたい。

村長

豊かな自然を活かすビジョンと方策の一番は「都会とは違うところ」に栄村がある、大自然の中にあることだと思う。苗場登山、信越トレイル、山菜料理、溪流釣り、アウトドアの体感的な行動をもっともって進めていくことが肝要。

観光者のみなさんの受入体制は、本当に今の観光体制でいいのか、一歩踏み込んで検討しなければならない。

観光施設の老朽化、継続するもの、そうでないもの、軽々に言えないが、老朽化の限界と感ずるものもある。何とかしなければならぬという思いがあるが、やめるのは作る時とは違う大きな負荷、重荷を背負う。議会と協議を進め、施設のあるべき姿を検討していくことが大事と考える。



相澤博文議員

国道405号未供用区間開設促進期成同盟会の活動が見えない。

村長 活動が途切れないように協議していく。

国道405号未供用区間について

質問

国道405号高崎長野原秋山上越間は、昭和56年4月、一部国道昇格し、平成4年10月、全路線国道昇格となった。以後、群馬県、長野県、新潟県において国道改良工事が進められているが、群馬県中之条町、栄村秋山郷間が未開通である。

令和元年11月に国道405号未供用区間開設促進期成同盟会が設立したが、その後、コロナ感染症で活動が見えないが、状況は。

村長

この路線については、昭和の時代から3回ほど踏査し、状況は分かっているつもりである。

国道405号未供用区間開設促進期成同盟会は、設立直後からコロナ感染症の拡大により総会等は書面決議で行われていて、国への活動も小淵衆議院

議員を通じて要望書を提出している。長野県、新潟県、群馬県、この出先機関を通じて書面にて各県に要望を続けている。要望活動を継続していくためには、津南町、栄村、中之条町の首長が集まり、年に一度は顔を揃えて意志の結束をして活動が途切れないように協議していく。

切明の土砂崩落について

質問

昨年5月に切明で大規模な斜面崩落があった。状況は落ち着いたとしても、地元では心配が募る。斜面崩落対応調査会議を重ねて行っていると聞くが、道路の確保、観光面等本当に心配ないのか。

村長

昨年5月9日に斜面崩落が確認された。国土技術政策総合研究所の専門家の皆さんからは、「今後あの地域で崩落が拡大する危険性は低い」という報告を受けている。湯沢砂防事務所からは、「専門家の意見を確認しながら監視体制の方向を検討する」と聞いている。

建設課長

現地調査の結果、今回の崩落は、地下水の影響で斜面にあった主な風化物や亀裂のある岩盤など落ちるべきものは落ちたということ、崩落が拡大する危険性は低く、河川や道路に影響を及ぼす可能性も低いという報告を昨年10月に受けている。



魚田清美議員

集落支援員制度について、活動実態や課題は何か。

村長 集落支援は、集落のより良い未来に繋がるような実践として期待している。

集落支援員制度について

質問 村は独自に集落支援員を指定し、住民の意見聴取、行政の施策についての説明や住民からの相談、アドバイスをする目的で、令和3年度まで実施してきた。集落支援員の活動実態や課題は何か。

村長

総務省が提唱している集落支援員制度は、集落の問題を自らものとして捉えるための集落点検や集落の在り方を考えるための話し合いの促進等、集落の維持、活性化対策に資する制度と認識している。村の実情に応じて柔軟性があってもよいと考えている。集落支援は今までの反省も踏まえながら、集落のより良い未来に繋がるような実践として期待している。

総務課長

各区長を通じて周知をお願いしていた。職員

自らが集落へ飛び込んで行って情報を集めることを期待したが、区からも余り要望がなかったと認識している。

質問

高齢者・一人暮らし、支援を必要としている方々の生活は見えにくく、集会にも集まりにくい。今後どのような手法で住民の声を吸い上げていくのか。

総務課長

教育委員会では、支援員を1名委嘱し、集落の話し合いやワークショップ、子育て世代や若者世代等これから栄村を牽引していく世代から話を聞く機会を増やしていく。総務省の集落支援員の活動実態として重視しているものは、集落が抱える課題の点検整理、行政との連携、集落の巡回、各戸訪問が上位を占めている。宮川村長のいう保健師による高齢者宅への各戸訪問、そういった各々の職員がこういう業務を進めていければいいと考えている。

質問

令和5年度の新規事業に地域振興センターを設立し、課を超えた業務、新たな事業展開を行うところがあるが、集落支援員、地域活性化起業人等の活用を考えているか。

村長

若い職員の皆さんも非常に危機感を持っている。いろんな制度の活用を含めてチームが変化、進化していくために動きだしていくことが大事だと思う。



保坂眞一議員

大型宅地造成工事の年度内完成は。

村長 年度内完成に向け、県と調整し、万全を期したい。

箕作地区における宅地造成事業について

質問

信濃川緊急治水プロジェクト事業で箕作から月岡間の堤防整備で住宅移転対象となった方の移転先確保や移住促進対策として、初めての大型宅地造成工事が計画され、村の持続的発展事業として、多に評価するとともに、その事業効果を期待するものである。

今回の補正予算で、1,500万円が追加され、約7,000万円の大規模な工事となった。この工事は、令和4年度事業であったが、長野県の土取り作業の遅れから、令和5年に先送りされたが、その原因は何か。

土取り作業は、大幅に遅れ、6月12日からようやく始まったが、年度内に造成事業が完了するか。又、完成後の分譲方法の基本的な考え方並びに、今

後の工事スケジュールについて伺う。

村長

宅地造成事業は、村単では難しいものを長野県の協力で行うものである。

一年先送りの原因は、埋蔵文化財試掘調査や農地法の手続き、取った土は、そのまま使えず、土壌改良後に堤防工事に使用するなど複雑な要素があったと聞く。村では、長野県の土木部や北信建設事務所早期の土取りを再三にわたって要請してきたところだが、年度内に造成工事が完了できるよう万全を期したい。

分譲方法については、初めての事から、今後の村づくりにも関わるものがあり、慎重に試算し、移転を余儀なくされる皆さん方のお気持ちも大事にしながら、県との交渉経過等も鑑み、納得できる提案が村としてできるよう進めたい。

建設課長

宅地造成地の切土、土運び出す計画で、9月下旬までに終了すると聞いている。宅地造成工事は、7月に入札し、工事を始める段取りである。県による土の搬出が終わり次第すぐに造成工事に着手し、年度内完成をめざし、来年には、住宅建設が円滑に進められるよう県との調整に努める。



保坂良徳議員

子育て世帯が休日家族で楽しめる場所が不足している。このような場所の整備について。

家族と一緒に過ごせる場所とかが踏まえて、子育て、学校教育、社会教育の構えをしっかりと立てることが大事。

子ども、保護者、高齢者が共に過ごせるような場所をトータルで考えていく事が大事。

子育てについて

質問

現在、子育て世帯に行われていた行政支援は、教育現場や児童及び妊娠、出産、乳幼児に対して不安や心配事への対応、子どもたちに対しては、できる限り栄村の自然を体験し、実感してもらう取り組みが行われている。しかし、子育て世帯が休日や長期休みに家族で楽しめる場所が不足している。保護者からは、「栄村は

連れて行くところが無い」との声もある。豊かな自然環境や風土を生かし、親子が伸び伸びと遊べる場所の整備は、子どもの健やかな成長には欠かせない。親や兄弟との遊びの中から様々なことを学び、豊かな親子愛や兄弟愛が育まれ、さらに学校や地域での学びが加わって郷土愛が育つと考える。このような場所を整備することは、子育て世帯は勿論移住対策にも大事な要素である。

村長

子供が生まれ、家族と一緒に過ごせる場所とかが踏まえて、栄村の子育ての構え、学校教育の構え、社会教育の構えをしっかりと立てることが大事である。家庭からの声に対しては、教育委員会が主体となっていて意見を交わし取り組んで行くことが必要である。

教育長

子ども、保護者、高齢者、この三者が共に過ごせるような場所をトータルで考えていくことが大事である。村保有の施設の再検討も含め、通年利用できる場所が良く、担当課と相談し検討していく必要がある。さらに、家庭、学校のみならず、地域も加わって、「いつかは村に戻って来てもらえる」そんな教育を行っている。ふるさとへの愛着を育てるには、地域や学校、家族が楽しく過ごせる場所が重要な要素になってくる。今後、色んな場で相談していく。



山上宏晃議員

移住定住対策事業の外部委託に注目している。

全てを外部委託するのではない。違う形での成果が出てくるのではないかと期待している。

移住定住対策事業について

質問

令和5年新規の移住定住対策事業は外部に業務委託するという事で大変注目し期待している。

外部委託するようになった理由、メリットとデメリット、将来的に理想とされる委託先のイメージ、現在の状況と課題、役場の移住定住対策、地域おこし協力隊の係との関係を伺う。

また、総務省の補助事業である地域力創造アドバイザー、地域プロジェクトマネージャー、地域おこし協力隊インターン、おためし地域おこし協力隊等を、この事業で採用する予定はあるか。

村長

移住定住対策関係事業を全て外部委託するという事ではない。行政がやるより民の方が成果が

総務課長

期待できることを委託したい。行政職員の対応と違うところがメリットであり、またデメリットとなる場合があるかもしれない。まずこうした動き、行動を起こすことで、違う形での成果が出てくるのではないかと期待している。移住定住対策だけを外部委託するのではない。一番の狙いは地域振興センターを立ち上げ、複数の課の担当者や外部の方を中心なメンバーとして連絡調整会議を行いながら事業を進める。一つの理由として、企画財政係で所管している業務量を減らすため、地域おこし協力隊に係る募集及びサポート業務を発注した。

現在、要望の出されている各集落の聞き取りなどの調査を進めている。協力隊OBに委託したことで、外部からの視線、感性が行政とは反対の多方面から見ることが出来る。

5年度は計画から実施へ、地域振興センターと絡めて実務を進める。役場担当課、協力隊、集落支援員、業務受託者で定期的な会議を持ち、情報共有や事業進捗を図る。将来的な予算が上向きになるか否かは未定。

地域おこし協力隊の他の制度については、今は予定はない。